

災害時における小牧市管工事業協同
組合との応急給水及び復旧工事等の
協力に関する協定書

小牧市

小牧市管工事業協同組合

災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定

この協定は、災害時に小牧市地域防災計画に基づき速やかに応急給水及び復旧工事等を実施するため、小牧市（以下「甲」という。）と小牧市管工事業協同組合（以下「乙」という。）との協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害水道施設の復旧工事等を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の要請をするときは、指示書及び電話等により措置内容、必要な器材等を明示するものとし、乙はこれに従い応急給水、復旧工事等を行うものとする。

（作業内容）

第3条 この協定に定める乙の行う作業内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲の依頼に基づき復旧工事を実施する。
- (2) 乙は、甲の依頼に基づきバルブ操作作業をする。
- (3) 乙は、甲の依頼に基づき管路の被害状況調査を行う。
- (4) 乙は、甲の依頼に基づき応急給水を行う。

（作業の協力）

第4条 乙は、水道部職員の指示に従い作業を実施するものとする。

2 水道部職員が現地に派遣されていないときは、乙は第1条の目的に基づいて作業を実施することとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(施行年月日)

第7条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証する為協定書2通を作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

平成13年10月2日

甲

小牧市堀の内一丁目1番地

小牧市水道事業

小牧市長 中野直輝

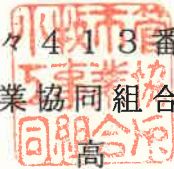


乙

小牧市大字間々413番地の1

小牧市管工事業協同組合

理事長 高橋洋



災害時における応急対策業務に関する協定に関する実施細目

小牧市（以下「甲」という。）と小牧市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、平成13年10月2日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定」の実施に関する細目的事項について次のとおり定めるものとする。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の復旧および応急措置、応急給水等（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は乙に対し、業務内容、日時及び場所を指定して文書又は口頭により応急給水資機材、労力等、（以下「応急給水資機材」という。）の提供を求めるものとする。ただし、状況により、小牧市災害対策本部水道部長、水道部次長又は水道工務班班長から乙又は乙に属する組合員（以下「組合員」という。）に対し、出動の要請をすることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、小牧市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、応急対策担当の組合員は、甲の出動要請を待つことなく直ちに出勤し、業務を開始するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、組合員をして応急給水資機材を甲の指示する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする

2 組合員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動人員、出動した時刻及び応急給水資機材を管轄する市職員に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、当該業務を管轄する市職員が行い、組合員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、組合員は、自ら要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務完了の報告）

第5条 組合員は、業務が完了したときは、直ちに当該業務を管轄する市職員に報告するものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 組合員は業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(応急給水資機材等の報告)

第7条 乙は、あらかじめ組合員が保有する災害時に提供できる応急給水資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の応急給水資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要請があったときは、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この実施細目に定めのない事項又は内容について解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この実施細目の有効期間は、協定の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲、乙いずれからも異議の申立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(発効)

第10条 この実施細目は、平成13年10月2日から効力を生じる。

平成13年10月2日

甲

小牧市堀の内一丁目1番地

小牧市水道事業

小牧市長 中野直輝



乙

小牧市大字間々413番地の1

小牧市管工事業協同組合

理事長 高橋洋

